

LIFRE

Legal Information Flash Report from MCLAW

発行:丸の内中央法律事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1

> TEL:03-3201-3404 FAX:03-3201-3434 URL:https://www.mclaw.jp email: tsutsumi@mclaw.jp

新国際ビル817区

特許侵害訴訟等における第三者意見募集制度(改正特許法・4月1日施行)及び元会社役員による従業員の引き抜き行為が違法と認定された地裁判例をご紹介致します。

◆第三者意見募集制度(日本版アミカスブリーフ) の導入

本件4月1日、改正特許法が施行されます。今回の 改正においては、第三者意見募集制度、いわゆる日 本版アミカスブリーフ制度の導入が特に注目を集め ています。

1.制度の概要

米国では、当事者や参加人以外の第三者が提出 した書面(アミカス・キュリエ・ブリーフ)を、 裁判所がその判断の助けとする制度が存在します。

日本においても、特に知的財産に関する紛争において、近時の技術発展の影響により、紛争がより高度化・複雑化することが想定されることから、裁判官が必要に応じて第三者の意見を参考にすることのできる制度が必要となりました。知財高裁も、平成26年、三星電子対Apple Japan事件において、情報又は意見の募集を行いました。

こうした状況を踏まえ、令和3年特許法の改正において、第三者意見募集制度(日本版アミカスブリーフ制度)が導入されたのです。

2. 対象となる裁判手続

米国のアミカスブリーフ制度では対象となる手 続に限定はありませんが、第三者意見募集制度で は、適用される手続が次の通り限定されています。

- (1) 特許権または専用実施権の侵害訴訟(特許法1 05条の2の11第1項・2項)
- (2) 実用新案権または専用実施権の侵害訴訟(実用新案法39条において(1)を準用)

また、第三者意見募集制度を利用できるのは、東京地裁、大阪地裁及び知財高裁のみです。

3. 手続の流れ・特徴

第三者の意見募集は、当事者の申立てにより、 裁判所が必要があると認めるときに、他の当事者 の意見を聞いて行われます。意見募集に応じる第 三者は、意見書を裁判所に提出し、これを各当事 者が閲覧・謄写して選別し、必要があると考える 書面のみを改めて証拠として裁判所に提出します。 このように、第三者が提出した意見書は、当事 者が閲覧・謄写の上で、自身に有利なもののみよ にその全てが裁判資料となるわけではなく、当事 者が閲覧・謄写の上で、自身に有利なもののみを 選別できる点に特徴があるとされます。これはさず 弁論主義との関係で、裁判所が各当事者を介さ に証拠収集を行う形になってしまうことが適切で はないとされたためです。

4. さいごに

第三者意見募集制度においては、意見書を提出できる主体や内容に特段限定はありません。現在急ピッチで進められている民事裁判のIT化と併せて、広く、適切に活用されることが期待されます。

◇裁判例紹介~退職役員による違法な引き抜き~

報道によれば、デロイトトーマツコンサルティング(以下「デロイト社」といいます)を退職して競合他社に転職した元役員が元部下を引き抜いたとして損害賠償を求められていた訴訟(東京地裁)の判決が令和4年2月16日にあり、元役員が約5000万円の支払いを命じられました。

違法な引き抜きが認定されることは珍しく、その概要等をご紹介します。

1. 事案の概要

デロイト社は、元役員がデロイト社を退職後に 元部下に対して社内規定に反する違法な引き抜き 行為を行ったと主張して約1億2000万円の賠償を 請求し、元役員はコンサルティング業界では人材 の流動性が高く転職の相談に応じていただけであ り、2600名が在籍するデロイト社にとって4名の 移籍は与える影響が小さいと反論しました。

2. 裁判所の判断

裁判所は、元役員がプライベートメールを使うなどして複数の従業員を秘密裏に勧誘しており、転職後の給与額や配属先を確約するなどして移籍を強く呼びかけ、単なる勧誘にとどまらず、競業他社の人材を流出させ、事業に悪影響を及ぼすための背信的な引き抜き行為である旨を認定して約5000万円の損害賠償を認めました。

なお、元役員は控訴予定とのことです。

3. コメント

違法な競業については、会社の機密情報を用いる等により不正競争防止法違反になることはありますが、退職後の行為については基本的に自由であり、社会的相当性を逸脱するかどうかが判断基準となります。そのため、会社としては、情報の管理や就業規則等の整備によって防衛する必要があるでしょう。

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆実質的支配者リスト制度(令和4年1月31日開始)

現在、犯罪による収益の移転(マネーロンダリング)を防止するため、金融機関等に顧客の本人特定事項等の確認や疑わしい取引の届出を求めていますが、更なる防止対策の一環として、法人の実質的支配者を明らかにするため、実質的支配者リスト制度が創設されました。株式会社(特例有限会社を含む)を対象とし、会社が自社の実質的支配者リストを作成し、本店の所在地を管轄する法務局の登記官に株主名簿などの所定の添付書面とともに申出を行い、登記官は内容を確認してリストの写しの交付を行います。詳細は法務省のホームページをご覧下さい。